

佐賀県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年十一月十三日から平成二十一年十二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 二〇七号	鹿島市浜町字長丁一一二番一地从先から 鹿島市浜町字長丁一一四八番二地从先まで	平成二一・一一・一五
県道 古枝肥前浜停車場線	鹿島市古枝字寺角甲六九番一地从先から 鹿島市浜町字長丁一一四八番二地从先まで	〃